

随時監査の結果報告(平成 24 年 4 月 12 日付)に基づき串本町長等が講じた措置

(ア) サンゴの湯建設工事について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>受注業者の遅滞理由の根拠を完成度合等による確認を行わずに信用した行政にも瑕疵があり、受注業者及び行政、施工管理業者の責任について条例により対処されたい。</p>	<p>担当職員には、工事の進捗状況を行程表と照合しながら、随時監理指導を行い、今後このような遅延がないよう厳重に注意しました。</p> <p>受注業者に対しては、工事の遅延はあってはならないことではあるが、東日本大震災以降材料の調達に手間取り、さらには台風12号により甚大な被害がもたらされた民家等の修復を優先した結果公共事業への着手が遅れたなど考慮する点もあり「串本町建設工事等契約に係る指名停止等措置要項」の12条において「町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。」としており、これを基に厳重注意をしました。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>

(イ) 動鳴気漁港工事について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>工期内に確実に完成できるよう請負者を指導するとともに、何よりも受益者である漁港利用者が本施設を一日も早く利用できるよう適正な工事監理をされたい。</p>	<p>今後の対応については、工事契約締結後、施工計画書を作成・提出させるとともに、工程計画について協議を行います。また、工事の進捗状況を工程表と照合しながら随時管理し、遅れが生じている場合にはその原因について調査を行うほか、必要に応じて工程表の修正や工程会議を行うなどして適正に工事監理し、受益者である漁港利用者が本施設を一日でも早く利用できるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">(産業課)</p>

(ウ) 工事全般について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>進捗状況の正確な把握や請負者への指導等、工事を適正に監理するためにも工事日誌の提出を義務付けるなど何らかの対策を講じられたい。また、工期末が年度末となり他の工事と重なっている場合が見られるため、工期や入札の調整等により工期が重ならないよう留意されたい。</p>	<p>工事監理について、通常は工事打合簿において協議、監理を行っておりますが、今後は必要に応じて工事日誌等の提出を求め、適正な監理に努めます。</p> <p>工事日誌について、以前は提出されておりましたが、現在は作成の義務はあるものの提出の義務はなく、提出を求められた場合には提出しなければならないとなっております。</p> <p>工期については、適正な工期が設定できるよう工事費等の逆算から工事設計を行い、できるかぎり通年において満遍なく工事発注を行います。</p> <p>単独工事については、各地区からの要望箇所が大変多く、予算内での十分な対応が困難であることから、入札残金等の使用による予算の有効活用を行うため、繰越等の措置も講じながら、できるだけ多くの要望に対応します。</p> <p style="text-align: right;">(建設課・水道課)</p>